

平成 25 年 2 月

中小企業金融円滑化法の期限到来後の

当金庫の取組みについて

平成 25 年 3 月 31 日に中小企業金融円滑化法の期限が到来いたします。

北星信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後もこれまでと同様に、下記の通り対応し、引き続き地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

- 当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
- 当金庫は、お客様の経営課題に応じた適切な解決策について、自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援に努めてまいります。
- 当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸出条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、関係機関と緊密な連携を図りながら、地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の窓口をご利用ください。

北星信用金庫 経営管理部 電話番号 01654-2-1111 (内線 260)

以 上

北 星 信 用 金 庫